

10月1日から老人医療制度が改正されます

65歳以上70歳未満で老人医療証をお持ちの方が対象です

自己負担の割合

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. 自己負担割合: 原則1割負担, 診療所は知事への届出により定額制の選択可. 一般の方 = 1割負担, 一定以上所得者 = 2割負担

<変更前>

月額負担限度額

Table with 3 columns: 区分, 外来, 入院. 区分: 一般, 低所得者. 外来: 病床200床以上 5,300円/月, 病床200床未満 3,200円/月, 定額制の診療所 850円/月4回, 訪問看護ステーション 3,200円/月 または640円/月5回. 入院: 37,200円, 24,600円, 15,000円

<変更後>

Table with 3 columns: 区分, 外来, 自己負担限度額(入院). 区分: 一定以上所得者(1), 一般, 低所得者(2). 外来: 40,200円, 12,000円, 8,000円. 自己負担限度額(入院): 72,300円 + 1% (40,200円)(3), 40,200円, 24,600円, 15,000円

1 次のいずれかに該当する場合、現役世代の平均的収入以上の所得がある一定以上所得者となります。

本人の課税所得が124万円以上ある場合

本人の課税所得が124万円未満でも、同一世帯で住民税課税所得が124万円以上ある65才以上の世帯員がいる場合

2 低所得者とは、世帯主および世帯全員が住民税非課税である方。また、低所得者とは、の条件に加え、世帯全員の年間所得が、0円(但し、年金の場合は、年収65万円以下)となる方

3 1%は一定限度額(361,500円)を超えた医療費の1%( )内は多数該当の場合(年4回以上の高額療養費受給の場合)実施時期

2割負担については、町の条例改正後、対象者および同一世帯に属する65歳以上の者の所得確認が必要となるため、平成15年1月1日から実施することになります。

問い合わせは、健康福祉課(66-8701)へ。

10月1日から医療費の患者負担が変わります

医療制度(国民皆保険制度)も、急速な高齢化による老人医療費の増加などにより財政的に持続が危ぶまれています。

そこで政府は、将来においても私たちが安心して医療を受けることができる現在の医療制度を守るため改革に着手し、10月にその第一歩を踏み出しました。

国民健康保険制度

75歳未満の人の診療

70歳以上の人は、これまで老人保健で診療を受けていたが、10月から75歳未満の人は、それぞれの加入されている医療保険で診療を受けることとなります(国保加入者は国保で診療)。ただし、昭和7年9月30日以前に生まれた人は、引き続き老人保健制度の加入者になります。

医療費の患者負担が変更 患者負担割合は、3歳未満が2割となり、負担が軽減されます。70歳以上75歳未満の人は、1割負担になります。ただし一定以上の所得者は2割です。3歳以上70歳未満の人はこれまでどおりです。70歳未満の人 医療機関の窓口には、これまで通り国民健康保険証を提示します。医療機関では、保険証の生年月日により患者負担の割合を判断します。70歳以上75歳未満の人の医療機関の窓口には、国民健康保険証と、新たに70歳に達した人に交付する高齢者証を提示します。患者負担の割合は、所得により1割または2割ですが、医療機関ではこの負担割合の違いを高齢者証で判断します。

なお、所得の低い人は、入院時一部負担限度額適用・入院時食事標準負担額減額認定証を医療機関に提示すれば、患者負担の限度額および入院時の食事負担が少なくなります。この認定証は役場国保担当窓口申請してください。

医療費が高くなったときの払い戻しの基準額が変更 医療費の患者負担が高くなり、法律で定められた限度額を超えるを超えた分が高額療養費として国保から払い戻されます。この基準となる患者負担の限度額が変わります。(左上「変更後」の表参照)

老人保健制度

75歳以上の人は老人保健で診療

老人保健で診療を受けるのは、これまで70歳以上の人がなりましたが、10月からは75歳以上の人になります。ただし、昭和7年9月30日以前に生まれた人は、引き続き老人保健制度の加入者になります。医療費の患者負担割合は、所得に応じて1割または2割負担となります。外来の際、一回850円支払っていた定額負担は廃止されました。医療費が高くなったときの払い戻しの基準額が変更 患者負担限度額は、世帯単位で外来と入院を合わせた限度額になります。なお、外来については個人ごとの限度額も定められます。また、医療機関の窓口での支払いは定められた限度額までとなっていました。10月からは、限度額を超える分もいったんお支払いいただき、後に申請(払い戻し)自動振込先登録も可能)により払い戻しを受けることとなります。(左上「変更後」の表参照)

退職者医療制度

「退職者医療制度」とは、

長い間勤めた会社などを退職して年金を受けている人と、その家族が利用できる国民健康保険制度です。医療費の患者負担は、一般の国民健康保険よりも少なくて済みます。対象となる人は次のとおりです。

国保に加入している人

老人保健制度の適用対象になつていない人

厚生年金や各種共済組合などから年金を受けており、その加入期間が20年以上、または40歳から10年以上ある人は、至急届けてください。

なお、退職者医療制度については、平成15年4月1日から一般同様一律3割負担となります。

問い合わせは、保険住民課(66-8700)へ。

PR紙「くはくは」を配付

今回の制度改正に係るPR紙「くはくは」を自治会を通じて配付しています。公共施設窓口にも備え付けていますので、参考にしてください。

高齢者へのインフルエンザ予防接種

高齢者のインフルエンザ感染を予防するため、希望者に対して予防接種を実施します。次のとおり事前に指定医療機関で予約の上、接種を受けてください。

期間 平成14年10月15日(同15年1月31日)

実施場所 左表の指定医療機関

対象 接種時に満65歳以上で希望する人、60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルス

による免疫の機能に障害を有する人(身体障害者手帳1級または、同程度の診断書をお持ちの人)

料金 1,000円

接種方法 事前に指定医療機関に予約して、説明書と予約票を受け取ってください

説明書をよく読み、あらかじめ予約票を記入して持参し、接種を受けてください。問い合わせは、保健センター(66-1000)へ。

高齢者インフルエンザ予防接種指定機関

Table with 9 columns: 医療機関名, 電話, 所在地, 医療機関名, 電話, 所在地, 医療機関名, 電話, 所在地. Lists various medical facilities across different regions like 猪名川町, 川西市, 岡林, etc.